

介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等について

令和6年度 介護保険施設等集団指導
沖縄県高齢者介護課 指導班

目次

- 1 はじめに
- 2 制度の概要
- 3 令和6年度の実施
- 4 (参考) 会計ソフトウェアベンダ向け情報

1 はじめに

制度の周知について

- 制度に関する通知
 - 「介護保険放題115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」
 - 「介護保険法第115条の44の2に基づく介護サービス情報の報告及び公表に係る制度に関するシステムの運用開始に向けた対応等について」
 - 「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A」の発出について

- 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

- 沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/kaigofukushi/1007256/1018690/1030768.html>

現在の位置: [トップページ](#) > [子育て・福祉・教育](#) > [介護福祉](#) > [介護サービス](#) > [各種届出\(介護サービス事業所向け\)](#) > 介護サービス事業者経営情報の報告

介護サービス事業者経営情報の報告

ページ番号1030768 更新日 2024年9月30日

印刷 大きな文字で印刷

- ▼ [制度概要](#)
- ▼ [報告の実施方法](#)
- ▼ [Q&A](#)
- ▼ [令和6年度の運用](#)
- ▼ [報告システム\(ログイン・操作方法\)](#)
- ▼ [会計ソフトウェアベンダ向け情報](#)

子育て・福祉・教育

介護福祉

▼ 介護サービス

▼ 各種届出(介護サービス事業所向け)

法定の申請・届出関係(指定新・変更・加算)

• [申請・変更届出等の受付窓口](#)

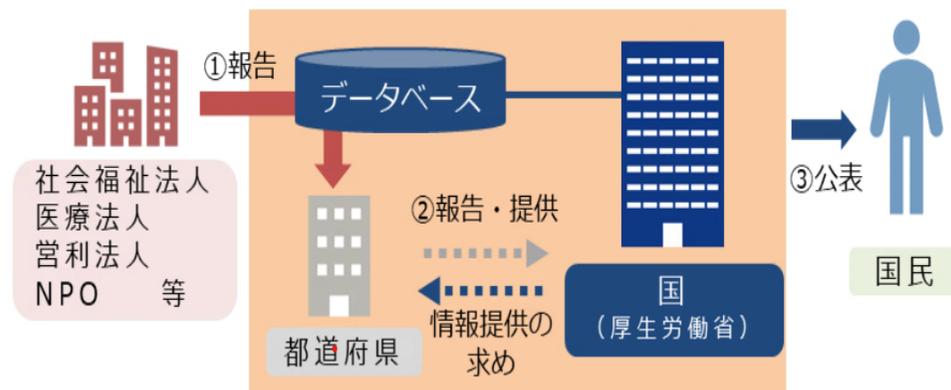
2 制度の概要

制度の概要（厚生労働省ホームページより）

2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、**3年に1度の介護事業経営実態調査を補完**する必要があります。

このため、介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を、令和6年（2024年）4月より創設します。

<データベースの運用イメージ>



- ① 介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。

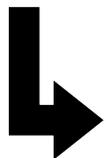
2 制度の概要

対象となる事業者

原則として、すべての介護サービス事業者

ただし、事業者が運営しているサービス事業所・施設すべてが以下に該当する場合は報告を求めない。

- ① 報告の対象となる会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額（＝介護報酬額）が100万円以下の事業所・施設
- ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業所・施設



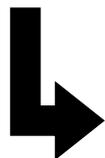
上記①または②に該当する事業所・施設については報告の義務なし

2 制度の概要

報告の単位①

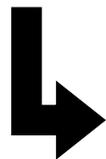
原則、介護サービス事業所・施設単位で行う。

事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えない。



事業所・施設ごとに会計区分を行っている場合、事業所・施設単位で報告

事業所・施設単位での報告が難しい場合、複数事業所・施設をまとめて報告が可能



介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ & A 問9
事業所・施設単位での報告が難しいものの、法人内のサービス種別ごとの報告が可能である場合、サービス種別ごとに報告をいただくことは、差し支えありません。

2 制度の概要

報告の単位②

介護サービス事業者経営情報の報告単位

介護サービス事業者経営情報の報告は、原則、介護サービス事業所・施設(以下、「介護事業所」という。)単位で行うものとしませんが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合は、法人単位で報告することとしても差し支えないように、本システムで取り込めるように対応しています。

なお、本システムにおける介護事業所の単位は、事業所番号×サービス種類コードです。



2 制度の概要

報告の対象となる介護サービス①

①居宅サービス

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売

②施設サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

③地域密着型サービス

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

④居宅介護支援

※介護予防サービスは省略

2 制度の概要

報告の対象となる介護サービス②

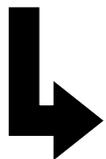
ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護のうち、

法第 71 条第 1 項本文の規定により居宅サービスに係る法第 41 条第 1 項本文の指定があったものとみなされた病院等、

法第 72 条第 1 項本文の規定により居宅サービスに係る法第 41 条第 1 項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護医療院又は

法第 115 条の 11 において準用する法第 71 条第 1 項本文及び第 72 条第 1 項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第 53 条第 1 項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護医療院であって、

指定があったものとみなされた日から起算して 1 年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、この限りでない。



みなし指定を受けた医療系サービス事業所のうち、指定を受けた日から 1 年が経過していない事業所・施設は報告義務なし

2 制度の概要

報告の対象とするサービス

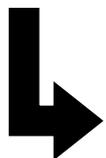
報告に当たっては、**介護サービス事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。**

ただし、**医療・障害福祉サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、介護サービスとの記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。**なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別紙1の4（3）～（7）に掲げる事項について、できる限り報告を行うものとする。

2 制度の概要

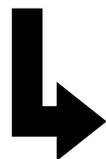
介護サービス事業者が報告する内容

法第 115 条の 44 の 2 第 2 項の規定に基づき、介護サービス事業者が報告を行わなければならない介護サービス事業者経営情報の具体的な内容は、別紙 1 に掲げる事項とする。



別紙 1 「介護保険法第115条の44の2第2項の規定に基づき報告を求める介護サービス事業者経営情報」

別紙 2 「報告すべき事業所又は施設の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係」



県ホームページに掲載中

報告する内容

各事業者が報告する内容については、以下の通知をご確認ください。

 [別紙1\(介護保険法第115条の44の2第2項の規定に基づき報告を求める介護サービス事業者経営情報\) \(PDF 143.9KB\)](#) 

報告の対象となる項目が確認できます。

 [別紙2 報告すべき事業所又は施設の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係 \(PDF 199.6KB\)](#) 

報告の対象となる項目と、各種会計基準(社会福祉法人会計基準等)上の勘定科目の対応関係が確認できます。

2 制度の概要

介護サービス事業者が報告する方法①

介護サービス事業者から都道府県知事への報告は、則第 140 条の 64 の 2 の 4 において、電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他適切な方法により行うこととされているところであり、

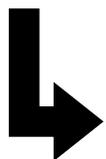
厚生労働省において運営するシステム（介護事業財務情報データベースシステム（仮称））により行うものとする。

2 制度の概要

介護サービス事業者が報告する方法②

本システムへのログインに際しては、**GビズIDアカウント**が必要となります。

本システムの報告に当たって、**アカウントの作成方法やGビズIDアカウントの運用方法等の手引き**を作成していますので、「1.本システムの運用開始に向けた今後のスケジュール」にお示しした**令和6年秋頃の本システムの運用マニュアルの発出と併せて連絡する予定**です。



手引きの公開後、**令和7年1月までにGビズIDを取得**してください。

※令和7年1月から、令和6年度分の報告期間が始まります。

2 制度の概要

報告の期限①

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、
則第 140 条 62 の 2 の 4 の規定に基づき、**当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、
3月以内に行うものとする。**

(参考 2) 令和 7 年度以降の報告の流れ (以下は令和 7 年度の例)

		令和 6 年度				令和 7 年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
事業所A 会計年度 4~3月	届出期間	→							
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所B 会計年度 10~9月	届出期間	→							
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所C 会計年度 1~12月	届出期間	→							
	会計年度	← 届出対象年度 →							

3 令和6年度の取扱い

システムの運用開始に向けた今後のスケジュール

本システムの運用開始に向けたスケジュール等は、以下を予定しています。

令和6年秋頃 本システムの運用マニュアル等の発出

令和7年1月以降 令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月までに会計年度が終了する報告）の報告開始

令和7年2月以降 都道府県担当者向け画面オープン

令和7年3月31日 令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月までに会計年度が終了する報告）の報告期限

3 令和6年度の取扱い

報告の期限②

ただし、**令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限を令和6年度末までとする**（介護保険法施行規則の一部を改正する省令附則第2項）。

（参考1）令和6年度の報告（初年度報告）の流れ

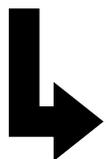
		令和5年度				令和6年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
事業所A 会計年度 4~3月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所B 会計年度 10~9月	届出期間								→
	会計年度					← 届出対象年度 →			
事業所C 会計年度 1~12月	届出期間								→
	会計年度					← 届出対象年度 →			

3 令和6年度の取扱い

【再掲】介護サービス事業者が報告する方法②

本システムへのログインに際しては、**GビズIDアカウント**が必要となります。

本システムの報告に当たって、**アカウントの作成方法やGビズIDアカウントの運用方法等の手引き**を作成していますので、「1.本システムの運用開始に向けた今後のスケジュール」にお示しした**令和6年秋頃の本システムの運用マニュアルの発出と併せて連絡する予定**です。



手引きの公開後、**令和7年1月までにGビズIDを取得**してください。

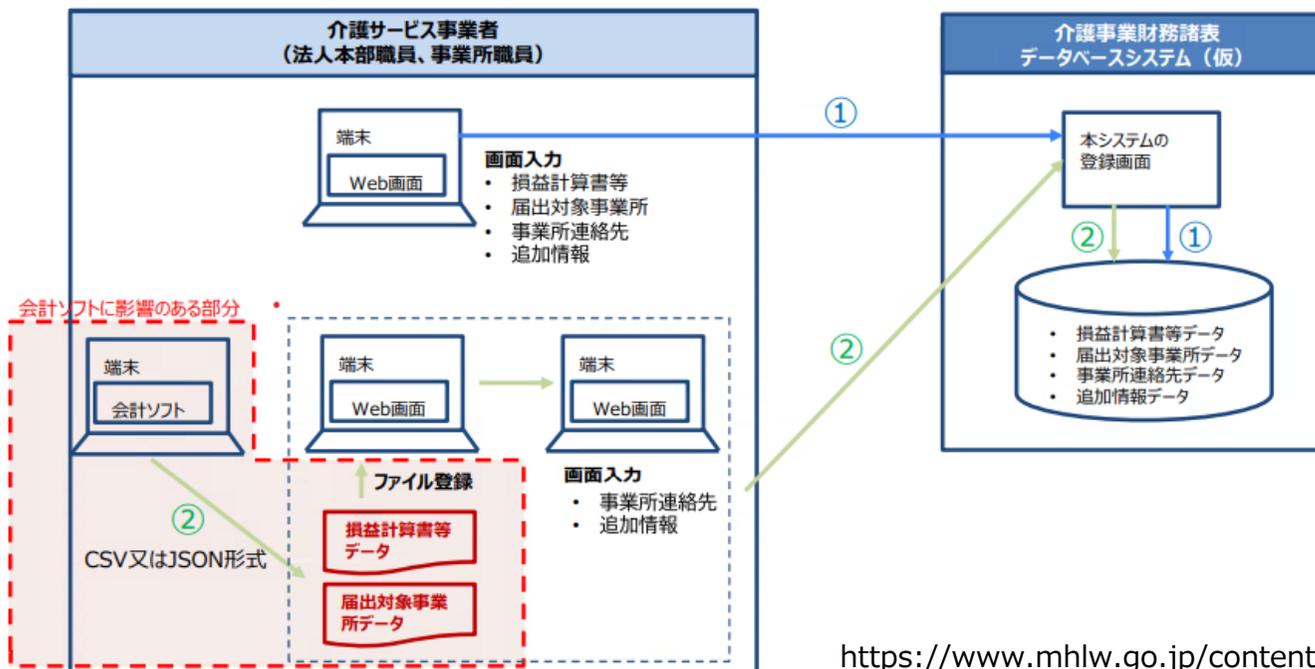
※令和7年1月から、令和6年度分の報告期間が始まります。

4 (参考) 会計ソフトウェアベンダ向け情報

会計ソフトウェアから報告システムへ報告内容の取り込み①

介護事業所が経営情報データを届出するにあたり、本システムにおける画面入力の他に、**介護事業者による報告の負担軽減のために会計ソフトウェア等から出力したファイルを取り込む機能を実装する予定**です。

本取込機能を利用するためには、本システムにて指定したファイル仕様に沿って取込ファイルを出力する改修が会計ソフトウェア等に必要となることから、改修等へのご協力をお願いします。



4 (参考) 会計ソフトウェアベンダ向け情報

会計ソフトウェアから報告システムへ報告内容の取り込み②

(3) 会計ソフトウェアベンダの皆様向け情報

介護事業所が経営情報データを届出するにあたり、本システムにおける画面入力に加え、介護事業者による報告の負担軽減のために会計ソフトウェア等から出力したファイルを取り込む機能を実装する予定です。本取込機能を利用するためには、本システムにて指定したファイル仕様に沿って取込ファイルを出力する改修が会計ソフトウェア等に必要となることから、改修等へのご協力をお願いします。

○会計ソフトウェアベンダ向け説明会

- ・ [会計ソフトウェアベンダ向け説明会 \(アーカイブ配信\)](#)
- ・  [会計ソフトウェアベンダ向け説明会資料 \[5.9MB\]](#) 

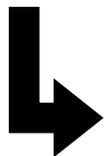
○インターフェースファイル定義書

- [介護事業財務情報データベースシステム \(仮称\) 外部インターフェースファイル定義書 \[185KB\]](#) 

○外部インターフェースファイルのテストについて

テスト環境ご利用の際は以下のメールアドレスへ、メールにて事前に申請をお願いします。

申請先 : helpdesk_zaimudev@kaigokensaku.mhlw.go.jp



同機能を利用して入力の負担軽減を希望する事業者は、利用している会計ソフトウェア等のベンダ（ソフトウェアの販売元会社など）へ、上記ページをご案内ください。